

県営土地改良事業（地域水田農業支援緊急整備）白石地区の計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により異議申立てをすることができます。異議申立書は、平成28年3月4日までに佐賀県杵藤農林事務所（郵便番号849-1311 鹿島市高津原3400）に提出してください。

平成28年1月19日

佐賀県知事 山口 祥 義

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（地域水田農業支援緊急整備）白石地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年1月20日から平成28年2月18日まで

3 縦覧の場所

白石町役場